

【用 語 の 説 明】

単式学級

同学年の児童生徒で編制されている学級をいう。

複式学級

2以上の学年の児童生徒で編制されている学級をいう。

特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいい、単式学級、複式学級を含まない。

帰国児童・生徒

海外勤務者等の児童生徒で、引き続き1年を超える期間海外に在留し令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に帰国した児童生徒をいう。

へき地等指定学校

へき地教育振興法及び県条例によってへき地等学校の指定をうけた学校をいう。「特別地」、「準へき地」、「1級」、「2級」等の区分は、へき地教育振興法施行規則第3条第1項及び第2項並びに第10条第1項に定められた区分で、1級より2級…となるにつれてへき地性は強くなる。

進学率

卒業者のうち進学者の占める割合をいう。

就職率

卒業者のうち就職者の占める割合をいう。就職者とは、正規の職員（1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいい、進学しながら就職している者及び専修学校、各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。

幼稚園

学校基本調査では、幼稚園のほか、幼稚園に保育所的な機能を備える幼稚園型認定こども園を含む。

幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設（認定こども園）の中で、学校（幼稚園）及び児童福祉施設（保育所）の双方の位置づけを有する単一の施設。平成18年に新設された。

義務教育学校

小学校6年間と中学校3年間の義務教育9年間を1つの学校として一貫して行う学校。平成28年に新設された。

中等教育学校

中学校3年間と高等学校3年間の6年間を1つの学校として一貫して行う学校。平成10年に新設された。

専修学校・各種学校

専修学校、各種学校ともに学校教育法で定められた教育施設であるが、その違いは以下のとおりである。

(注) 専修学校制度は、昭和51年に発足した。

区分	専 修 学 校		各 種 学 校
修業年限	1年以上。 〔学校教育法第124条第1号〕		1年以上。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については3か月以上1年未満とすることができる。 〔各種学校規程第3条〕
授業時数	昼間学科は、1年間にわたり800単位時間以上。 夜間等学科は、1年間にわたり450単位時間以上。〔専修学校設置基準第16条〕		修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上。1年未満の場合はその修業期間に応じて授業時数を減じて定める。 〔各種学校規程第4条〕
定員	教育を受ける者が、常時40人以上であること。〔学校教育法第124条第3号〕		—————
入学資格及び学科名	〔学校教育法第125条〕		〔各種学校規程第6条〕 課程に応じて、一定の入学資格を定める。 (学科例) 予備校、料理、理容、和裁、 編物、准看護師
	高等課程	中学校若しくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者。 (学科例) 准看護師、調理師	
	専門課程	高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又はこれに準ずる学力があると認められた者。 (学科例) 看護師、歯科衛生士、保育士、情報システム、美容、介護福祉、公務員受験	
	一般課程	入学資格の定めはない。 (学科例) 洋裁、調理師、予備校	